

「革新的ロボットテクノロジーを活用したものづくり企業の生産性革命実現プロジェクト」に係る補助金交付要綱

(通則)

第1条 「革新的ロボットテクノロジーを活用したものづくり企業の生産性革命実現プロジェクト」(「以下、プロジェクト」という。)に係る補助金の交付については、北九州市補助金等交付規則(昭和41年北九州市規則第27号)(以下、「規則」という)及びその他の法令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づき、本市が計画するプロジェクトに関して、高等教育機関、公益財団法人等(以下、「事業実施機関」という)が実施する事業のうち、市長が必要かつ適当と認める経費を事業実施機関に対して補助金として交付することにより、プロジェクトを推進することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者は、事業実施機関とする。

(補助の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、プロジェクトに関して事業実施機関が行う事業であって、次の各号に掲げる経費のいずれかに該当するものとする。

- (1) 人件費・謝金
- (2) 旅費
- (3) 消耗品費
- (4) 備品購入費
- (5) 委託料等
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 負担金、補助及び交付金
- (8) 上記の経費に関連し、その他市長が認める経費

(補助金の交付)

第5条 市長は、事業実施機関の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するが、補助金額は前条に定める経費のうち、必要と認めた額の10分の10とする。

但し、本プロジェクトに関し、国等から事業実施機関へ特定の財源がある場合には、その額を補助対象金額から除くものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 事業実施機関は、産業経済局長が別に定める申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、所定の期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助交付申請書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するか否かを決定し、その旨を決定通知書により事業実施機関に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第8条 事業実施機関は、補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするときは、あらかじめ補助金変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(財産の管理等)

第9条 事業実施機関は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 事業実施機関は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理するとともに、規則第15条に規定する実績報告書に取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第10条 取得財産等のうち、規則第22条第5号及び第6号に規定に基づき市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 規則第22条ただし書きの規定に基づき市長が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付大蔵省令第15号）に定めるとおりとする。

3 事業実施機関は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 事業実施機関は、補助事業の完了後20日以内に補助金に関する実績報告書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じた現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により事業実施機関に通知する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、事業実施機関に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の概算払又は精算払の請求)

第14条 事業実施機関は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、第6条に規定する申請書にその旨を明示するとともに、北九州市会計関係帳票規則（昭和50年北九州市規則第15号）第15号様式による請求書を市長に提出しなければならない。

(暴力団関与の場合の解除権)

第15条 市長は、事業実施機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付を解除することができる。この場合において、解除により事業実施機関に損害があっても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

(7) 委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第6号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(8) 事業実施機関が、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（第7号に該当する場合を除く。）に、市長が事業実施機関に対して当該契約の解除を求め、事業実施機関がこれに従わなかったとき。

2 事業実施機関が助成する補助金や給付金等を受け取る相手方についても、前項第1号から第6号までのいずれかに該当する者は解除することができる。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年12月20日から施行する。